

# 宮古市都市計画道路 見直し方針

平成 27 年 7 月

## 目 次

1	宮古市の都市計画道路の現状と見直し背景	1
2	都市計画道路の見直し基本方針	2
3	見直しの検討	2
4	見直し検討対象路線の選定結果	3
5	路線別見直し方針（一覧）	4
6	路線別見直し方針（位置図）	5

# 宮古市都市計画道路見直し方針

## 1 宮古市の都市計画道路の現状と見直しの背景

都市計画道路は、都市の骨格を形成する基本的な交通基盤施設として、都市の将来像を踏まえながら、交通需要の見通しや社会経済情勢に応じて、逐次、都市計画決定や変更を行うとともに、順次整備を進めてきました。

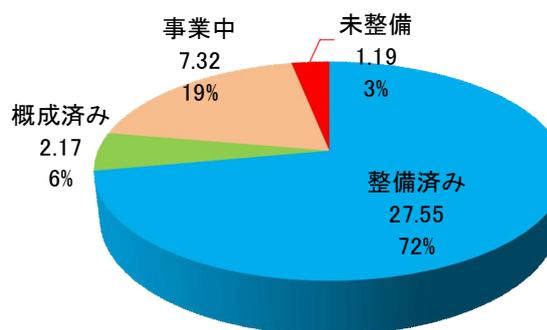
宮古市においては、昭和17年の計画決定以来、社会経済状況の変化に対応して適宜変更を行いながら、平成27年3月末現在、23路線、総延長38.23kmを都市計画決定し、そのうち既に13路線16.73kmが全線整備完了、一部区間の完了も含め合計27.55kmが整備済みで、整備率は72%に達しています。

一方、未整備の都市計画道路は、1.19km(約3%)で、そのうち都市計画決定後20年以上未着手なものが0.86km(約2%)あり、都市計画道路の区域内の建築制限の長期化といった課題も抱えています。また、これらの未着手の都市計画道路の残事業費も大きく、完成までにかかなりの時間を要することとなります。

⇒このような背景から、平成25年3月から、主に長期未着手・未整備路線を対象として必要性等の見直し検討作業を進めてきました。

▼宮古市の都市計画道路整備状況

区分	道路延長 (km)	構成比
整備済み	27.55	72.1%
概成済み	2.17	5.7%
事業中	7.32	19.1%
未整備	1.19	3.1%
合計	38.23	100.0%



※概成済み: 計画された道路幅員のうち、2/3以上の幅員が確保されている等、計画された道路と同程度の機能を持つ区間

▼都市計画決定後期間別の整備状況内訳

当初計画決定後の期間	区分	道路延長 (km)	構成比
20年以上	整備済み	22.13	57.9%
	概成済み	2.17	5.7%
	事業中	0	0.0%
	未整備	0.86	2.2%
計		25.16	65.8%
20年未満	整備済み	5.42	14.2%
	概成済み	0	0.0%
	事業中	7.32	19.1%
	未整備	0.33	0.9%
計		13.07	34.2%
合計		38.23	100.0%

## 2 都市計画道路の見直し基本方針

都市計画道路の見直しを行う際の基本的な考え方や方向性をまとめた見直し基本方針について、パブリックコメントを実施し、平成 25 年 10 月に策定しました。

### 基本方針1:整備状況に応じた見直し

- 長期未整備路線
  - 市が特に見直しが必要と認める路線
- について、都市計画の「存続」、「変更」、「廃止」等の評価、路線別の整備方針を定めます。

- 長期未整備路線とは、目安として 20 年以上整備が行われていない路線を指します。
- 「存続」・・・都市計画道路の計画を従来どおり残します。
- 「変更」・・・当初計画されていた道路幅員を変更します。現在の道路幅員に合わせることや、道路整備延長を短くする方法が考えられます。
- 「廃止」・・・都市計画道路として位置づけられる路線の計画をなくします。

### 基本方針2:地域の実情や状況に応じた見直し

- 自然的な特性や都市構造の特性がある路線
  - 道路網の整備状況
- に応じて、都市計画道路の必要性を検証します。

- 「自然的な特性」・・・地形上、車道や歩道の拡幅が難しい場合などが該当します。
- 「都市構造の特性」・・・拠点となる施設(駅等)が近くにある道路や、商業地域を通る道路の計画を変更する場合など、地域に大きな影響を与えることを指します。

### 基本方針3:復興に応じた見直し

- 復興まちづくりに係る道路計画の策定を迅速に進めるため、意向調査、各種調査内容を都市計画道路の見直しに反映します。

## 3 見直しの検討

上記の「都市計画道路の見直し基本方針」に基づくとともに、「岩手県都市計画道路見直しマニュアル」に沿って、見直し検討作業を行いました。

### (1) 再検証路線の選定

当初都市計画決定より 20 年以上経過した路線かつ未整備区間のある路線、あるいは市が特に見直しが必要と認める路線を抽出しました。

その結果、全体 23 路線中、整備完了した 13 路線及び自動車専用道路1路線を除く9路線(全体延長 14.18 km)のうち、未整備または概成済みの 3.36 kmを再検証路線として抽出しました。(別紙1)



### (2) 社会状況の変化に伴う必要性の検証

計画決定時における必要性、路線を取り巻く環境、まちづくりの将来像の変化を検証した結果、再検証路線の9路線 3.36 kmを、見直し検討対象路線として選定しました。(別紙1)



## 4 路線別見直し方針(案)

上位関連計画との整合性や道路網への影響等を踏まえ総合的に判断した結果、見直し検討対象9路線 3.36 kmのうち、1路線 0.33 kmについて廃止を検討することとします。また、5路線 1.34 kmについては今後の交通状況を見ながら継続的に検討していくこととし、それ以外は存続することとします。(別紙 2、3)



別紙 2 路線別見直し方針(一覧)

名称 番号	路線名	国県市道の種別	延長 km	見直し対象区間		交通量 上段：H26 調査結果 下段：H42 将来推計			評価	見直し方針	理由
				幅員構成		自動車 (百台/日)	自転車 (台/12h)	歩行者 (人/12h)			
				都市計画決定	現況						
3・2・2	宮古駅前線	県	0.09			80 29	328	2,553	幅員は概成済、歩道も歩行者が多い道路における幅員基準を満たしており、路線の機能としては概ね確保されている	存続 (継続検討)	現況幅員で交通機能は確保されているが、中心市街地拠点の整備等により街なかの交通状況が変化する可能性があるため、今後の状況を見ながら継続的に検討する
3・4・3	本町高浜線	国	0.25			162 54	148	35	幅員は概成済、歩道幅員も1.5~2.0mであり、路線の機能としては概ね確保されている	存続	交通ネットワーク上必要であり、存続する
3・4・4	宮古港線	国 県市	0.47			61 12	401	984	宮古駅から市役所方面へ一方通行(7時~20時)であり、歩道はないが、路面標示で両側に歩行空間を確保している	存続 (継続検討)	中心市街地拠点の整備等により街なかの交通状況が変化する可能性があるため、今後の状況を見ながら継続的に検討する
3・4・5	向町中通り線	市	0.25			30 4	71	133	全線未整備であり、歩道のない状況である	存続 (継続検討)	中心市街地拠点の整備等により街なかの交通状況が変化する可能性があるため、今後の状況を見ながら継続的に検討する
3・4・6	築地千徳線	県	0.12			151 33	94	127	幅員は概成済、歩道幅員も1.5~2.2mであり、路線の機能としては概ね確保されている	存続	自転車・歩行者空間の確保上必要であり、存続する
3・5・9	宮古山口線	県	0.19			65 27	271	1,289	幅員は概成済、歩道幅員も1.75~1.95mであり、路線の機能としては概ね確保されている	存続 (継続検討)	現況幅員で交通機能は確保されているが、中心市街地拠点の整備等により街なかの交通状況が変化する可能性があるため、今後の状況を見ながら継続的に検討する
3・6・20	八幡沖保久田線	市	0.34			9 1	188~190	351~399	未整備区間(区間①)は歩行者専用区間、概成済区間(区間②)は一方通行で、路線の機能としては概ね確保されている	存続 (継続検討)	中心市街地拠点の整備等により街なかの交通状況が変化する可能性があるため、今後の状況を見ながら継続的に検討する
3・6・21	本町八幡前線	市	1.32			29~35 5~41	197~395	285~449	幅員は概成済であるが、区間①は一部で歩道が無く、区間②には狭小踏切も存在する	存続	自転車・歩行者空間の確保上必要であり、存続する
3・6・23	小山田インター線	市	0.33			20 4	13	131	全線未整備であるが、現在、宮古盛岡横断道路(宮古西道路)のルート見直し中である	廃止	宮古盛岡横断道路(宮古西道路)のルート見直しにより整備必要性が低下したため、廃止を検討する
合計	9路線		3.36								

別紙 3 路線別見直し方針(位置図)

- | 主要な道路   |           |
|---|-----------|
|  | 高規格道路     |
|  | 一般国道      |
|  | 主要な県道等    |
|  | 主要な市道     |
| 都市計画道路  |           |
|  | 改良済区間     |
|  | 見直し検討対象区間 |

